ただし、第15条の３第４項の規定の適用がある無線局の場合は、送信機系統図の提出を要しない。

また、送信機に接続する附属装置（当該送信機の外部入力端子に接続するものであつて、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものに限る。）は、□にレ印を付けることを要さず、送信機系統図（附属装置の諸元を含む。）の提出を要しない。

［⑮　略］

別表第六号の三　アマチュア局に交付する免許状の様式（第21条第１項関係）

第１　人工衛星等のアマチュア局及び法第５条第１項各号に掲げる者が開設するアマチュア局以外のアマチュア局

無線局免許状					
	免許の番号		識別信号		
氏名又は名称					
免許人の住所					
無線局の種別		無線局の目的		運用許容時間	
免許の年月日		免許の有効期間			
通信事項		通信の相手方			
移動範囲					
無線設備の設置／常置場所					
電波の型式、周波数及び空中線電力					
備考					

短辺

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注）　　印

長辺　（日本産業規格Ａ列５番）

［注　略］

第２　人工衛星等のアマチュア局及び法第５条第１項各号に掲げる者が開設するアマチュア局

別表第六号の二の様式を用いるものとし、法第５条第１項各号に掲げる者が開設するアマチュア局については、全ての事項を英語で併記する。

ただし、第15条の３第４項の規定の適用がある無線局の場合は、送信機系統図の提出を要しない。

また、現に免許を受けている無線局において、送信機の外部入力端子に附属装置を接続する場合であつて、当該無線局の指定事項に変更がない場合は、送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の提出を要しない。

［⑮　同左］

別表第六号の三　［同左］

第１　［同左］

無線局免許状					
	免許の番号		識別信号		
氏名又は名称					
免許人の住所					
無線局の種別		無線局の目的		運用許容時間	
免許の年月日		免許の有効期間			
通信事項		通信の相手方			
移動範囲					
無線設備の設置／常置場所					
電波の型式、周波数及び空中線電力					
備考					

短辺

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注）　　印

長辺　（日本産業規格Ａ列５番）

［注　同左］

第２　［同左］